

# 登録規程

## ( 総 則 )

第 1 条 この規程は、規約第 25 条に基づき、本規程を定める。

## ( 登 録 )

第 2 条 規約第 2 条の趣旨に賛同した者は、本協会に登録し、本協会の会員となる。

## ( 登録の種類 )

第 3 条 次の種類のいずれかに登録する。

- 1、県大会以上の大会に出場しようとする者は、日本卓球協会登録とする。
- 2、本協会の大会のみに出場するものは、鶴岡卓球協会登録とする。

## ( 登録の方法 )

第 4 条 次のいずれかの方法で、名簿に記載し本協会へ登録する。

- 1、団体、チームに所属している場合は、その責任者が一覧表に名簿を一括して記載し、登録する。
- 2、所属する団体、チームがない場合は、個人で名簿に記載し、登録する。

## ( 登録の資格 )

第 5 条 本協会に登録できる者は、地域内に居住又は勤務している者、並びに学籍を有する者を原則とする。

- 1、地域とは、鶴岡市、三川町、庄内町を指す。

## ( 登録料 )

第 6 条 本協会に登録する時は、定められた登録料を納入しなければならない。

## ( 登録の期限 )

第 7 条 本協会への登録は単年度とし、登録は毎年行わなければならない。

## ( 規程の改定 )

第 8 条 本規程の改定は、常任理事会で行う。

## ( 付 則 )

第 9 条 本規定は、平成 12 年 4 月 22 日より施行する。

平成 20 年 4 月 18 日一部改定、施行する。